

こども医療費助成自動償還について（平成 26 年 4 月 1 日からスタート！）

「自動償還」とは

県内の各医療機関（薬局も含む）での受診の際に、窓口にて「健康保険証」と「こども医療費助成金受給資格者証」を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、診療月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれますので、役場の窓口で申請手続きをする必要はありません。

※「自動償還方式」の対象となるのはこども医療費助成制度だけです。他の医療費助成制度については、これまで通り償還払での取り扱いとなります。

「自動償還」を利用するに際に注意すること

以下の場合には「自動償還」の取り扱い対象外となりますので、これまで通り中城村役場健康保険課窓口にて領収書持参の上、支給申請手続きを行ってください。

- ① 平成 26 年 3 月 31 日までの領収書
- ② 受診の際に医療機関窓口にて「こども医療費助成金受給資格者証」を提示しなかった場合
- ③ 県外の医療機関で受診された場合
- ④ 県内の「自動償還」を導入していない医療機関で受診された場合
- ⑤ 医療費の自己負担額に未払いがある場合

「自動償還」契約医療機関一覧（沖縄県ホームページ掲載）

<リンク先> <http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kenkotoyoju/boshi/documents/kodomoiryou.html>

※同月、同医療機関での診療に係る自己負担額が 21,000 円を超える場合は、高額療養費や家族附加給付金等の確認のため、中城村役場健康保険課窓口にて手続きを行っていただく場合や、支給が遅れる場合があります。

こども医療費助成に関する各種手続き及びお問い合わせ

中城村役場健康保険課健康増進係 ☎098-895-2131